

# 上田市立塩川小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年2月19日策定

## I いじめ防止の基本方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こりうるという認識に立ち、塩川小学校児童一人一人が、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を作ることに努める必要がある。

そのためには、「いじめ問題が発生してから対応（事後対応）」ではなく、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」ことを目指していく。すべての児童を対象に、**健全な社会性**をはぐくみ、**当たり前のことが当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪い**ということを学校教育の基本としたい。と同時に、教師の人権感覚を研ぎ澄ませ、子どもたちの言動、様子に敏感に反応できるようにしたい。未然防止を図ることは、被害者を守るという意味だけでなく、加害者にさせないという点からも大事なことである。

- (1) いじめを許さない子ども、学級・学校づくりをする。
- (2) 教職員、子どもの人権感覚を磨く。
- (3) 子ども同士、子どもと教職員、教職員同士の温かな人間関係づくりに努める。
- (4) いじめの早期発見・早期対応に向けて組織的に取り組む。
- (5) 関係機関とも連携し、教育相談体制の充実を図る。

## II いじめ防止、対応のための組織

校務分掌に「いじめ不登校対策委員会」を設置する。構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、心の相談員、特別支援教育コーディネーター、関係職員とし、必要に応じて、学校運営委員、PTA役員、市の福祉課担当者、医師や臨床心理士、児童相談所、警察、スクールカウンセラーなど外部の専門家の参加を求める。

相談週間後、いじめ等アンケート実施後に定例会をもち、校内の児童の状況を把握し、指導に生かす。重要事案発生時には、上田市教育委員会（校長）の指導ものと会を設定する。

## III いじめ未然防止に向けた具体的方策

### 1 いじめ防止に向けた日常的な取り組み

#### (1) 学級経営を充実させる

- ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくりを行う。
- ・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気ある学級集団づくりを進める。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。人権感覚に欠けた言葉遣いには毅然とした態度で指導にあたる。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。また、改善に向けて粘り強い指導を行う。
- ・教室環境で子どもの活動や作品があり、また、整然と整頓されているようにする。

## (2) 授業の充実に向けて

- 子どもたちが学び合える、「楽しい授業」「分かる授業」をめざす。
  - ・授業を公開し合い、子どもの状況を理解し合うとともに、自己の授業力を高めていく。
- 「自己決定」「自己存在感（または、自己肯定感）」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
  - ・自分の考えをしっかりと発表できる
  - ・友だちの考えに耳を傾けることができる
  - ・協同して最後まで課題解決に取り組むことができる
- 基本的学習習慣の徹底
  - ・チャイム前着席
  - ・学習用具の準備
  - ・「はい」の返事

## (3) 道徳教育の充実

- ・学校教育全体で道徳教育に取り組み、「いじめをしない」、「いじめを許さない」資質を育てていく。
- ・思いやり、友情、生命の尊重、正義、公平・公正などを大切にする指導の充実に努める。
- ・週1時間の道徳の時間を充実させ、道徳的行為の大切さや自他のよさを実感できるようにする。

## (4) 特別活動

### ①学級活動

- ・いじめにつながるような学級の諸問題を話し合いを通して解決を図り、自己決定をさせる機会を設ける。
- ・いじめを題材に取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ・共通の目標をもち、その実現に向かって集団で取り組む活動を仕組み、個々のよさが発揮されたり、集団でやることのよさを実感できたりするようにする。
- ・「学級の時間」などを活用し、ソーシャルスキルトレーニングなども効果的に取り入れ、人間関係のトラブルやいじめ問題に直面したときの対処の仕方について学ぶ。
- ・全学年で、発達段階に応じた情報モラル教育を行う。

### ②児童会活動

- ・児童会を中心に、あいさつ運動、縦割り活動を行い、子ども同士の関係が広められるようにする。また、児童集会などで、いじめ防止に向けた取組や話し合いをしていく。

## (5) 学校行事

- ・子どもたちが目標に向かい、主体的に活動できるように支援し、達成感、連帯感を味わい、自己肯定感を高めるとともに、人間関係が深まるように支援します。
- ・行事を通して、自己の成長を味わえるようにする。

- (1) 子どもの心を考える会（年2回）  
各学級配慮を要する児童について情報を共有し、支援策について協議しあう。
- (2) 人権教育研修  
講師を招聘し、部落問題も含め、人権教育について学習する。
- (3) 特別支援教育研修  
講師を招聘し、授業参観等を通し、発達障害について理解を深めると共に、個々の支援策について指導をいただく。
- (4) 丸子支会人権教育研修  
夏：人権教育講演会  
秋：授業公開を通し、人権教育の学習のあり方について学び合う。
- (5) P T A人権研修会
  - ・北中区3校人権研修
  - ・P T A人権教育講演会（人権教育に係わる授業参観後、講演を聞く。保護者中心であるが、子どもの参加もありうる。）
- (6) 情報モラル研修
  - ・最新の情報機器について理解を深め危機感をもって、児童への指導のあり方を学ぶ。

### 3 相談体制の充実

- (1) 保健室を「心と体の相談室」と位置づけ、子どもはもちろん、保護者も相談できる場とする。
- (2) 相談室は、個々のプライバシーが守られるようにし、心の相談員がすぐ対応できるようにする。
- (3) 相談週間を年2回設け、担任は、学級すべての児童と相談する時間を持つようにする。  
また、校内の職員だれもが相談にのれるようにしておく。
- (4) 担任は、子どもの日記、学習カードの字や内容から、子どもの現状の把握に努め、子どもたちの些細な変化も見逃さないようにする。保護者からの訴えに対して、誠実に対応していく。また、職員会議での情報交換や日常的な会話から、個々の情報を職員間で共有していかれるようにする。

## IV いじめが見つかったときの対応

### **いじめの早期発見のために**

#### 1 いじめを発見する手だて

##### ○教師と子どもの日常の交流を通じた発見

- ・日記の記述、休み時間や放課後の子どもとの会話から察知したり、気になる様子に目を配ったりする。

##### ○複数の教員による発見

- ・T Tでの授業参加、専科の授業、保健室での様子、児童会・クラブでのかかわりなどから、気になる子どもの様子を即担任に伝える。
- ・教室から職員室に来るまでのルートを変えてみたり、休み時間など校舎を歩いてみたりするなどして、子どもの様子を見ていく。

##### ○アンケート調査

- ・定期的にいじめアンケートを行い、実態把握に努めるとともに、アンケートを通していじめは決

してしてはならないことを意識づける。

### ○教育相談と通した把握

- ・「相談室」や「心と体の相談室である保健室」の役割について、児童や保護者に機会があるごとに伝えていく。

### 2 学級内の人間関係を客観的にとらえる

学級での人間関係のトラブルからいじめに発展してしまうこともあるので、担任一人の観察でなく、教師間の情報交換を密にしたり、各種調査を活用したりしていく。

### 3 いじめを訴えることの意義と手段の周知

○いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる大切な行為であることを日頃から指導していく。

○学校へのいじめ等の訴えや相談方法を家庭に周知する。

- ・担任に限らず、だれでも話しやすい教職員に伝えてよい。
- ・相談室があり、心の相談員がいることと相談時間について

○関係機関（県や市のいじめ相談室など）へのいじめの相談方法を家庭に周知する。

### 4 保護者からの情報提供

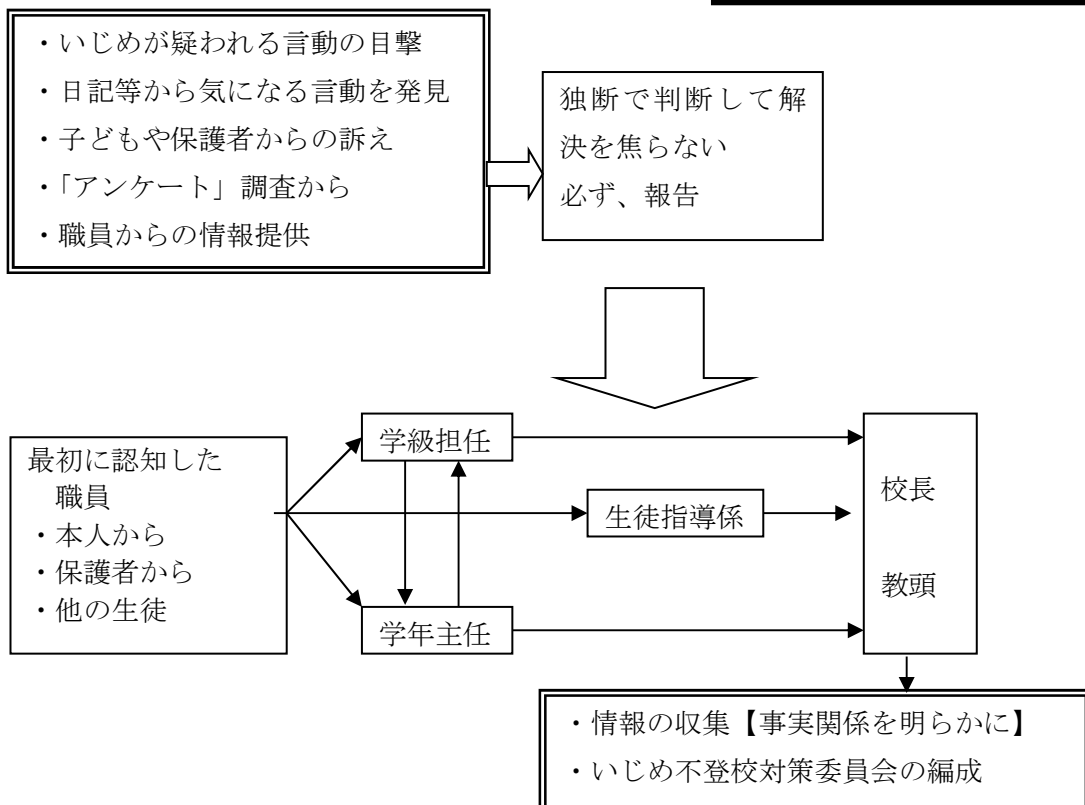
- ・日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立ったうえで、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者の訴えに耳を傾けるようにする。
- ・保護者が子どもの変化を読み取れるように「チェックポイント」などを知らせる

## いじめの発見から解決に向けた取組

### ■発見から指導、組織的対応の展開

- さ** 最悪の事態を想定して
- し** 慎重に
- す** 素早く
- せ** 誠意をもって
- そ** 組織を挙げて対応する

### 1 いじめの情報キャッチ



## 2 事実関係の正確な把握と情報収集

**【だれが、だれに、何を聞くか**をはっきりさせて、起こったこと、起こっていること**の事実の正確な把握**に努める】

いじめられた子・周囲にいた子に対して事情を聞くときの配慮点

- ・人目につかないような場所（時間）で行うこと
- ・安心して話せるよう、話しやすい人・場所に配慮する
- ・情報に食い違いがないか複数の職員で確認しながら行う
- ・秘密は厳守し、報復などが起こらないよう、細心の注意をする。

いじめた子に対する配慮点（いじめの状況に応じて）

- ・いじめた子といじめられた子を同じ場所で事情を聞いてはならない
- ・注意、叱責、説教だけで終わってはならない
- ・双方の言い分を聞いて、安易に仲直りをさせるようなことはしない
- ・ただ謝るだけで終わるような指導はしない
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけをうながすような指導はしない

## 3 いじめ不登校対策委員会を中心とした対応策の検討

いじめ不登校対策委員会

- ・教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導、心の相談員、特別支援教育コーディネーター  
該当児童担任
- ・関係機関（教頭が連絡）
- ・校長（指導的立場で参加）

### (1) 情報の整理

- ・対象児童の確認
- ・聞き取った情報をもとに事実を把握（不明な点は再度事情を聞き取る）

### (2) 指導方針の検討

### (3) 役割分担（だれが、だれに、なにを、いつ（まで）に行うかを確認）

- ・被害者への支援
- ・加害者への指導
- ・周囲の児童（傍観者）への指導
- ・全体への指導
- ・保護者への連絡

### (4) 児童への支援・指導、保護者との連携については、いじめ対応マニュアルを参考にする。

### (5) 日常的な連携について

- ・いじめは、どの子にも、どの学校にも起こること、だれでも被害者や加害者になる可能性があることを理解してもらい、子どもの様子に気を配るとともに、家庭も学校もいっしょにいじめ対応をしていくことを理解してもらう。
- ・年度当初から、通信や学級懇談会などで、いじめの問題に対する学校の認識や対応方針・方法について周知し、情報の提供、解決に向かっての連携について理解を図っていく。

## 重大事態への対処

- (1) いじめが原因で、「生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告をする。
- (2) 上田市教育委員会の指導、協議の上、当該事案に対処するための組織を設置し、対応にあたる。  
(塩川小学校 いじめ対応マニュアルにしたがい迅速に指導。)
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適宜提供する。
- (4) 調査結果を上田市教育委員会に報告する。
- (5) 調査結果を踏まえ、今後の指導に生かしていく。
- (6) 重大事案発見時の組織  
仮称) 上田市教育委員会いじめ対策委員会：  
学校運営委員、PTA役員、市の福祉課担当者、医師、臨床心理士、児童相談所、警察、  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー  
校長、教頭、生徒指導係、養護教諭

## V 学校評価における留意事項

いじめの未然防止、早期発見・対応のために学校評価の項目に次の2点の項目を加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) 児童や保護者が相談しやすい体制や雰囲気をつくること
- (2) 心の教育（人権教育）の充実を図ること